

公益社団法人長野県農業担い手育成基金
令和5年度助成事業一覧表

令和5年4月1日

事業名	採択要件等	助成額等	申請時期	助成金 交付時期	関係書類の様式
1 就農相 談会参 加費助 成	<p>助成対象となる者は、当基金の構成団体（県を除く。）であって「デジタル農活信州」に登録しており「新・農業人フェア」「マイナビ就農 FEST」「あぐりナビ農業就業フェア」などの県外で開催される有料相談会に参加し、経費を自ら負担した者。</p> <p>また、市町村公社、JA 出資法人、当基金の構成団体が負担金等を拠出し構成員となっている任意団体等が参加し経費を負担した場合も対象とするが、申請は市町村または JA が行う。</p> <p>1 申請者につき 1 年度に 1 回の申請に限り、助成対象期間は4月から1月までとする。</p> <p>キャンセルにより欠席した場合は対象としない。</p>	<p>1回あたり 30千円</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> R5年度 対象件数 10団体 </div>	4月～1月 (事後申請)	年3回 (6月、10月、3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 (様式第1号) ・参加したことが確認できる書類
2 団体研 修独立 費助成	<p>(1) 助成対象となる団体は、次のすべての要件を備えていること。なお、国や県の同様の補助を受けている場合は助成対象としない。</p> <p>① 当基金の構成団体、市町村公社、JA出資法人。</p> <p>② 自ら新規就農者を育成するための研修計画を策定し指導を行える団体。</p> <p>③ 自ら施設・構築物・機械を取得したうえで3ヶ月以上研修に使用し、研修生の独立時に助成金を控除して譲渡（リースを含む。）する団体。</p> <p>(2) 施設・構築物・機械を譲渡できる研修生は、次のすべての要件を備えていること。</p> <p>① 助成対象団体で 12 ヶ月以上継続して研修する満 65 歳未満の者</p> <p>② 3 年間以上営農を継続することが見込まれる者</p> <p>③ 過去において当基金の団体研修独立費の助成を受けたことがない者</p> <p>④ 助成申請団体での研修期間中に国の「新規就農者育成総合対策（就農準備資金）」の交付を受けない者</p>	<p>研修生 1 名 当たり 300 千円以内</p> <p>ただし、施設・構築物・機械の取得額を限度とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> R5年度 対象件数 12人 </div>	研修生の就農 3 ヶ月前まで (最終締め切り 12 月末日)	年3回 (6月、10月、3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 (様式第2号の1) ・研修内容が分かれる書類 ・機械等の譲渡規程 ・機械等の見積書または領収書（研修期間中の日付のもの）の写し ・実績報告書(様式第2号の2) ・就農3年後状況報告書（様式第2号の3）
3 先進的 経営体 等にお ける研 修費助 成 (続き)	<p>研修費の助成対象者は、次に掲げるすべての要件を備えている者とする。</p> <p>① 新規就農里親研修（里親前基礎研修を含む）及び市町村、市町村公社、JA、JA出資法人が実施する研修で 12 ヶ月以上継続して研修する満 65 歳未満の者</p> <p>② 下記のいずれかの者</p> <p>i 主として農業によって生計を立てている世帯の農業後継者で、研修終了後おおむね 1 年以内に就</p>	<p>月額40千円 以内かつ 12 ヶ月以内。</p> <p>申請年度の研修開始月より交付。</p>	研修開始後 すみやかに (最終締め切り 12 月末日)	年3回 (6月、10月、3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書兼推薦書 (様式第3号の1) ・研修内容が分かれる書類 ・実績報告書(研修報告・就農報告) (様式第3号の2)

事業名	採択要件等	助成額等	申請時期	助成金交付時期	関係書類の様式
3 先進的経営体等における研修費助成	<p>農が見込まれる者</p> <p>ii 新規参入者で、研修終了後 1 年以内に長野県内へ就農が見込まれる者</p> <p>③ 農業に対し強い意欲があり、研修後農業及び農村の中核的担い手として活躍することが期待される者</p> <p>④ 3 年間以上営農を継続することが見込まれる者</p> <p>⑤ 過去の研修において当基金による先進的経営体等における研修費の助成を受けたことがない者</p> <p>⑥ 研修先と雇用契約を締結していない者</p> <p>⑦ 申請年度において国の「新規就農者育成総合対策（就農準備資金）」の交付を受けない者</p> <p>⑧ 市町村長または JA 組合長の推薦が受けられる者</p> <p>なお、研修終了後 1 年以内に就農しなかった場合は原則として助成金を一括返還する。</p>	<p>・夫婦で研修を受ける場合であっても助成額は 1 名分とする。</p> <p>R 5 年度 対象件数 8 人</p>	<p>・前年度から継続する先進的経営体等における研修費助成については、当該年度の 4 月末日までに交付申請するものとする。</p>		<p>・就農 3 年後状況報告書（様式第 3 号の 3）</p> <p>・残額分申請書（様式 3 号の 4）</p> <p>上記は推薦機関を経由して提出</p>
4 親元就農者支援助成	<p>本事業における親元就農とは、以下のとおりとする。</p> <p>親等（三親等以内の親族）が営む経営を、将来引き継ぐことを目的として、親等と同一の農業経営を行うための就農であること。法人経営の場合は、1 戸 1 法人に限る。</p> <p>（1）助成対象者は、次に掲げるすべての要件を満たしている者とする。</p> <p>① 就農時の年齢が満 50 歳未満であり、親元就農後 4 年以内の者（申請時）</p> <p>② 将来的に地域農業を担う親元就農者</p> <p>③ 「新規就農者育成総合対策」等の国の新規就農支援に係る交付を受けておらず、今後も受けない者</p> <p>④ 過去において基金の助成交付を受けたことがない者</p> <p>⑤ 次の事項について市町村長が承認し、その推薦を受けられる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来的に地域農業を担う親元就農者であること。 ・「新規就農者育成総合対策」等の国の新規就農支援に係る交付を受けておらず、今後も受けない者であること。 <p>（2）助成対象者の親等（1 戸 1 法人の場合は法人）は、助成対象者が親元就農した時点又は申請時点において次のいずれかに該当している者とする。</p> <p>○認定農業者 ○市町村基本構想水準到達者 ○農業経営士 ○農業法人協会会員 ○人・農地プランに位置づけられた中心経営体</p> <p>なお、1 年度に 1 市町村当たり 2 名を限度とする。</p>	<p>1 人 300 千円以内（1 戸（1 法人）当たり 1 人 1 回を限度とする。）</p> <p>R 5 年度 対象件数 15 人</p>	<p>随時（最終締め切り 12 月末日）</p>	<p>年 3 回（6 月、10 月、3 月）</p>	<p>・申請書兼推薦書（様式第 4 号）</p> <p>・要件項目を確認できる書類がある場合はその写し</p> <p>上記は推薦機関を経由して提出</p>

事業名	採択要件等	助成額等	申請時期	助成金 交付時期	関係書類の様式
5 農業青年の組織活動に対する助成	<p>助成対象となる団体は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する団体とする。</p> <p>(1) 次に掲げるすべての要件を備えている団体</p> <p>① 原則として市町村を単位とし、農業従事者おおむね10人以上で組織され、構成員にPALネットながの、県農業士協会又はJA青年部組織の会員が5名以上いる団体</p> <p>② 組織の規約等を設け、計画に基づき積極的な農業に関する学習活動等を行っている団体</p> <p>③ 市町村長の推薦が受けられる団体</p> <p>なお、原則として1市町村につき1団体の申請とする。</p> <p>(2) 県域の青年農業者団体（JA長野県青年部協議会、長野県農業士協会、PALネットながの）</p>	<p>市町村単位の団体 50千円以内 ただし、申請事業費を限度とする。</p> <p>県単位の団体 700千円以内 ただし、申請事業費を限度とする。</p>	<p>団体の会計年度開始後すみやかに（最終締め切り7月末日）</p>	<p>年2回 (6月、10月)</p> <p>R5年度 対象件数 市町村単位 23団体 県単位 3団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書兼推薦書（様式第5号の1） ・組織の規約 ・会員名簿 ・総会資料等 ・実績報告書（様式第5号の2） ・総会資料等 <p>上記は推薦機関を経由して提出</p>
6 農業高校生の研究活動助成	<p>助成対象となる農業高校は、次のすべての要件を備えていることとする。</p> <p>1高校につき同年度内は1回限りとする。</p> <p>(1) 長野県内の農業関係学科を有する高校であること</p> <p>(2) 1高校につき農業に関わる2～3課題以上の研究テーマを設定し研究すること</p> <p>(3) 担当教諭の指導監督のもとに研究活動をすること</p>	<p>1高校 100千円以内</p> <p>R5年度 対象件数 12校</p>	<p>4月末日</p>	<p>6月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書（様式第6号の1） ・研究グループ員名簿 ・実績報告書（様式第6号の2） ・成果書 ・領収書の写し